建築主体工事特記仕様書

1. 工事名称　庁舎1階増改築建築主体工事
2. 建築位置　下関市南部町1～1
3. 工事概要
   構造　RC造1階建
   面積

敷地面積		8,825.25 M²		
建築面積	既存	1,192.0 M²	合計	1,305.9 M²
	増築	113.9		
延床面積	既存	11,404.6	合計	11,518.5
	増築	113.9		

4. 特記仕様

1. 特記事項は○印又は※印をつけたものを適用する。（○印が優先する）
2. 特記事項に記載の表番号は建築工事共通仕様書の当該表示番号を示す。
3. 建築工事共通仕様書並びに特記仕様書中の用語の区別は次の通り。
   - JIS規格品　製品にJISマークのあるもの又は規格証明書のあるもの。
   - 県JIS規格品　コンクリートブロックで山口県規格に適合するメーカーの製品でJIS規格と同等以上の強度を有するもの。
   - JIS準用品　外観上の識別によりJISに準ずると認められたもの。

章		項目	特記事項
① 一般事項	①	共通仕様書等	図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて下記による。 別冊　建設大臣官房官庁営繕部制定 建築工事共通仕様書 昭和56年版による。
	2	建築材料の製造所等	建築材料の製造所、商品施工業者等は特記されたもの及び特に記載されたもの。
	3	特別な材料の工法	第1項に含まれていない特別な材料の工法は当該製品の指定された工法及び仕様による。
	④	工事写真	

分類	規格	枚数	部数
着工前	名刺版	全景	1
工事中	名刺版	各工種毎	1
完成時	4つ切(カラー)	各棟毎	1 額縁共
	名刺版カラー	各部屋毎	1

撮影枚数及び部数は必要に応じて増減する。

章		項目	特記事項
2 仮設工事	1	監督員事務所	※1号（10m²内外）　2号（20m²内外） 3号（35m²内外）　（2.3.1表）
③ 土工事	1	残土処分	※構外搬出、構内敷均、構内指示の場所に堆積
④ 地業工事	1	栗石の種別	割り石　玉石 切り込み砕石　切り込み砕石
⑤ 鉄筋工事	1	丸鋼の種別	※A種　B種　（5.1.1表）
	2	ガス圧接	使用する　○使用しない　部分的使用可
	③	異型鉄筋の種別	JIS G 3112　JIS G 3117
⑥ コンクリート工事	1	セメントの種類	※JISR5210　JISR5211　JISR5212 JISR5213　（6.2.1表）
	2	コンクリート所要強度	鉄筋 ○180kg/cm²　210kg/cm²，無筋　135kg/cm²　150kg/cm²
	3	温度補正	○行う　行わない
	4	レディーミクストコンクリートの種別	※I類　II類　（6.1.1表）
	5	軽量コンクリートの種別	※1種　2種　（6.7.1表）
	6	無筋コンクリートの調合	A種　B種　（6.9.1表）
	7	床コンクリートコテ仕上の種別	※A種　B種　（6.12.1表）
	8	形枠緊張材の種別	※ボルト式
⑦ 鉄骨工事	1	鋼材の種別	※JISG3101　JISG3106　JISG3114 JISG3444　JISG3466　JISG3352
	2	高力ボルト	※JISの高力ボルト　特殊高力ボルト
	3	アンカーボルトの埋込方式	※固定式　可動式
	4	鉄骨加工業者	下請名簿による
⑧ ALCパネル工事	1	補強コンクリートブロックの種別	※普通ブロック（JISA5406及県JISに合格したもの）
	2	帳壁 耐力壁 レンガ	JIS　※県JIS準用品 C種　（8.2.2） セメントレンガ　赤レンガ　焼過レンガ
	3	工法	化粧積（両面・片面）　※その他
9 防水工事	1	施工カ所及種別	

施工カ所		分類	工法の種別
イ	屋上	アスファルト防水	A－2（9.1.1）
ロ	〃	〃 露出防水	D－2（9.1.4）
ハ	〃	〃 冷工法	フリントコート
ニ			
ホ			
ヘ			
ト			
チ	便所及浴室等	アスファルト防水	E－2（9.1.5）

章		項目	特記事項
	2	防水施工業者	全日本特殊アスファルト事業協同組合 日本アスファルト防水工業会員 西日本アスファルト事業協同組合 下請名簿により市が特に承認するもの
10 石工事	1	材料の種別及工法	花こう岩類のたたき仕上げなどの種類　（10.2.1表） 〃　みがき仕上げ　〃　（10.2.2表） テラゾーブロック　（10.4.1～3） 大理石の仕上げの種類　（10.3.1表）
	2	引金物だぼ及びかすがい	※黄銅製　ステンレス製　ボールト工法
⑪ タイル工事	1	材料 外装タイル 内装及モザイクタイル	見本提示による JISA5209 JISA5209　※規格品
	2	工法及張付モルタルの塗厚さ	（11.1.4表）
	3	タイルの役物	※使用する　使用しない
	4	タイルの目地	普通セメント　白セメント
⑫ 木工事	1	材料の種別	木材明細書による
	2	造作材の等級	※A種（見えがかり面）　B種　（12.1.2表）
	3	木材の規格	農林規格　※市場品
	4	含水率	※A種　B種　（12.1.1表）
	5	カンナ削りの程度	A種　※B種　C種　（12.1.4表）
	6	ラワン材	ラワン材は防虫処理材を使用する。（12.1.14）
	7	間仕切の土台	最下階の土間及び湿潤カ所に使用するものは、檜、ひば、米松でクレオソートヌリ等の防腐剤を塗ったもの又は許可材の防腐剤注入土台。
	8	釣木用金物（インサート）	※使用する　使用しない ※鉄製　ボールト
13 屋根及び樋工事	1	亜鉛鉄板の厚さ	一般部分　※0.4‰　0.35‰ 谷部分　※0.45‰　0.4‰
	2	折板屋根	JISG3312　JISG3302
⑭ 金属工事	1	軽量鉄骨天井下地野縁等の種類	JIS A 6517 19形（屋内）　25形（屋外）　（14.4.1表）
	2	軽量鉄骨壁下地	（14.5.1表）
⑮ 左官工事	1	防水モルタルの防水剤 無機質系	マノール　マダナ　シンケン　ケルビン ウオータイト　サルコンタイト　シプカー ロータス
	2	モルタル接着混和剤	ボンド　セメント　メトローズ
	3	吹付材	ダイヤリシン　エマルリシン　共立リシン ケニテックス　アクリルリシン エマルスキン　セラスキン　シンコゾール ルームコート
	4	吹付タイル	小野、共立、鈴鹿、菊水、東洋化成、その他同等品
⑯ 建具工事 アルミニウム製鋼製建具	1	気密性による種類	※8　2　（16.2.3表）
	2	水密性による種類	25　※35　50　（16.2.4表）
	3	2重水切	※使用する　使用しない
	4	表面着色	※なし　あり（方法　）
		ガラス止材	パテ○チオコール系　※ストリップ　ビード
シャッター	1	機構の種別	※手動式　○電動式
	2	防火シャッター	※甲種（温度ヒューズ付）（煙感知器付）　○乙種
	3	シャッター製作所	日本シャッター　文化シャッター 三和シャッター　鈴木シャッター
木製建具	1	建具材の種別	A種　※B種　C種　（16.9.1表）
	2	木材の樹種	（16.9.2表）
	3	工法	（16.9.4表）
		建具金物	見本提示による。
⑰ 塗装工事	1	素地こしらい	（17.2.1表 17.2.2表 17.2.3表 17.2.4表 17.2.5表 17.2.6表）
	2	塗り工法	（17.4.1表 17.4.2表 17.4.3表 17.4.4表 17.4.5表 17.4.6表 17.4.7表 17.5.1表 17.6.1表 17.6.2表 17.6.3表 17.7.1表 17.7.2表 17.8.1表 17.9.1表 17.10.1表 17.10.2表 17.11.1表 17.12.1表 17.13.1表 17.15.1表）
⑱ 内装工事	1	床用タイル接着材	アスファルト系　ラテックス系　※エポキシ系
	2	ビニルリノリウムゴム、系床シートタイル等の色別	茶色無地　※色もの
	3	合成樹脂塗り床	（18.3.1～18.3.5表）
	4	ボード合板の張付	※A種　B種　（18.4.3表）
	5	天然木化粧複合フローリングの種類	A種　※B種　（18.5.2表）
	6	畳の種別	A種　※B種　化学畳　（18.7.1表）
	7	フローリングブロックの種類	※なら　○ぶな　桜　（18.5.3表）
⑲ 雑工事	1	コーナービード	プラスチック製　黄銅製　ステンレス製 ※アルミ製
	2	室名札	※プラスチック既製　木製
	3	黒板	※JIS鋼製黒板　JIS木製黒板
	4	カーテンレール	※ステンレス　鋼製　アルミニウム
	5	コーキング	油性　※ポリサルファイド系

備考

1. 屋根防水の保証期間

アスファルト防水	3年	5年	※10年
アスファルト露出防水	3年	5年	※10年
シート系防水	3年	5年	※10年
塗り防水	3年	5年	10年
長尺亜鉛鉄板及折版構造	※3年	5年	10年
防水モルタル	※3年	5年	10年

2. 梁及び床版の貫通カ所の補強鉄筋は主体工事に含むものとする。

※ 建物のかし担保

1. 下関市は、第25条第2項の引渡しの日から2年間（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には1年間）、請負人に対して、工事の目的物のかしの修補又はその修補にかえ若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが請負人の故意又は重大な過失により生じた場合には、下関市が請求することのできる期間は、5年間とするものとする。
2. 前項の場合において、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、下関市は、損害の賠償のみを請求することができる。
3. 下関市は、工事目的物がかしにより滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損の日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
4. 請負人は、かしが支給材料の性質又は下関市の指図によりそのことである場合は、その支給材料の性質又は下関市の指図が不適当であることを知りながら下関市に通知しなかった場合を除き、その担保の責を負わない。

件名	庁舎1階増改築建築主体特記仕様書		
名称	特記仕様書	縮尺	
作成	建佐	年月日	平成 年 月 日

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　九州支社
一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-10078号

設計者				法適合確認欄	検証者
一級建築士 第286776号 渡辺 和幸	一級建築士 第333763号 葉村 幹樹				一級建築士 第286776号 渡辺 和幸

本庁舎北側増築部解体及北側車路整備工事

特記仕様書　（1階）（解体工事）

設計番号	図面番号
154834	K — 03

縮尺	日付	No
1/A2: A4:	2015・02・02	